

2012年6月27日 全19頁

法律・制度 Monthly Review 2012.5

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2012年5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、「退職給付に関する会計基準」の公表（17日）などが話題になった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の Legal and Tax Report 一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査	4
○レポート要約集	15
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	19
○5月の大和総研ウェブサイトコラム	19

◇5月の Legal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
7日	粉飾等の外部協力者に対する課徴金の新設 ～2012年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 8
	店頭デリバティブの電子取引システム義務付け ～2012年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
10日	減価償却制度の改正に関する留意点	鳥毛 拓馬	金融制度	P. 4
11日	EU ベйлイン、シニア債を満期で異なる扱い？ ～ディスカッション・ペーパー公表による議論再開： 法案の公表は6月か～	鈴木 利光	金融制度	P. 8
	退職給付会計の新基準決定（速報） ～連結上のみ、積立不足額を一括計上～	吉井 一洋	会計	P. 3
14日	新旧児童手当、子ども手当と税制改正のQ&A ～所得制限は夫婦のうち年収の多い方で判定～	是枝 俊悟	税制	P. 6
18日	法律・制度 Monthly Review 2012. 4 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 15
23日	当面、包括利益は個別財務諸表に表示せず ～企業会計基準委員会、包括利益会計基準の改正案を公表～	鳥毛 拓馬	会計	P. 6
24日	バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化 ～CVA リスク相当額の加算等により 信用リスク・アセットが増大～	金本 悠希	金融制度	P. 18
25日	バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査 ～世界大手行全体で、実質的最低水準達成に 4,856億ユーロ不足(昨年6月末時点)～	金本 悠希	金融制度	P. 19
	独立役員制度の強化 ～東証が規則改正等を実施～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 11

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇2012年度税制改正法による自動車重量税の引下げ・エコカー減税の改正などが施行。
3日	◇バーゼル委、市中協議文書「トレーディング勘定の抜本的見直し」を公表。
8日	◇東証、証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する有価証券上場規程等の一部改正を公表（10日施行）。
11日	◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正」を公表（同日施行）。
15日	◇バーゼル委、ワーキングペーパー「金融システムと実体経済の波及経路の政策的含意」および「マクロ・プルーデンス分析のためのモデルと手法」を公表。
16日	◇公認会計士協会、「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言」を公表。
17日	◇ASBJ、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表（原則、2013年4月1日以後開始事業年度の年度末に係る財務諸表から適用）。 ◇金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」を改正（同日施行）。 ◇金融庁の河野正道金融国際政策審議官が、IOSCO（証券監督者国際機構）の議長に就任。
18日	◇東証、有価証券オプション取引を行う取引参加者の清算委託先の多様化のための取引参加者規程等の一部改正（6月1日施行）。
24日	◇東証、グレタイ証券市場と包括的な協力協定（MOU）を締結。
25日	◇IOSCO（証券監督者国際機構）、市中協議報告書「信用格付会社：格付プロセスの公正性を確保するための内部統制及び利益相反管理のための手続き」を公表。
28日	◇東証、TOKYO AIM取引所との合併に伴う諸規則の改正案を公表（7月1日施行） ◇政府税制調査会専門家委員会が開催、給付つき税額控除等について議論。 ◇金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」、「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を公表。 ◇大証、NYダウ先物取引の取引を開始。
29日	◇大和総研・東証・ミャンマー中央銀行、ミャンマーにおける証券取引所設立及び資本市場育成支援への協力に関する覚書を締結。 ◇金融庁、「レベニュー債に係る税制措置のQ&A」を公表。 ◇金融庁金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」第1回会議が開催。
30日	◇東証・ほふり、コーポレートアクション情報等に係る配信情報の拡充について基本合意。 ◇金融庁企業会計審議会第26回監査部会が開催、会計不正等に対応した監査基準の検討を開始。
31日	◇金融庁、「金融庁における政策評価に関する基本計画」および「平成24年度金融庁政策評価実施計画」を公表（6月29日までパブコメ募集）。 ◇保険監督者国際機構（IAIS）、市中協議文書「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法」を公表。

◇今月のトピック

バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査

2012年5月25日 金本 悠希

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052501financial.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 調査対象行数

国・地域	第1グループ	第2グループ
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	9	25
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	13	5
韓国	5	3
ルクセンブルグ	0	1
メキシコ	0	5
オランダ	3	17
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	6
スウェーデン	4	0
スイス	2	4
トルコ	6	0
イギリス	6	4
アメリカ	13	0
合計	103	109

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

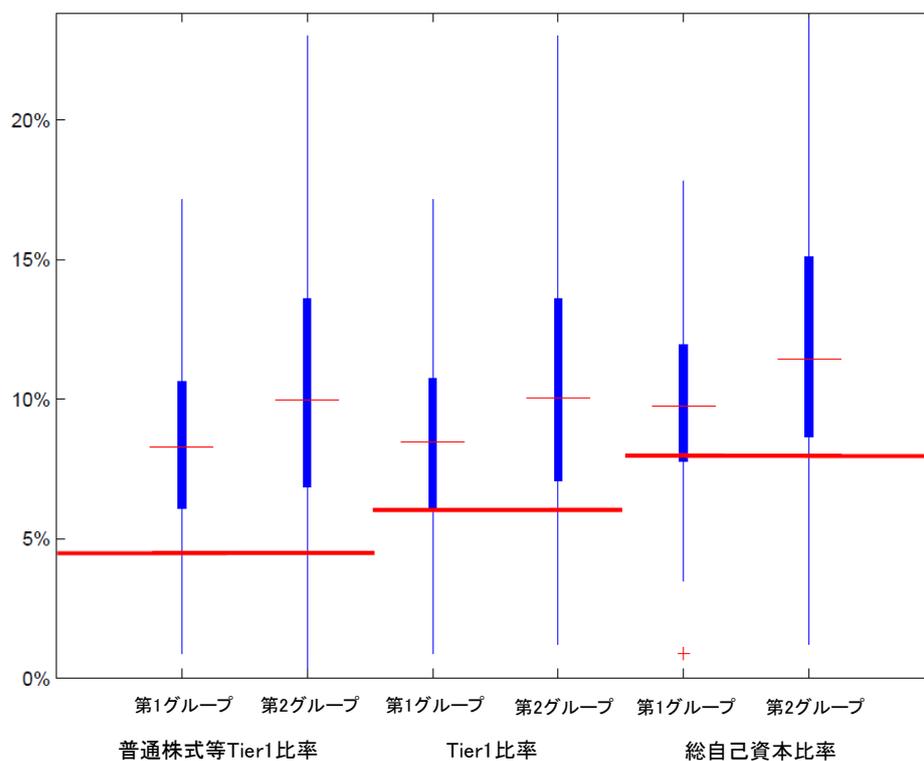
図表 2 パーゼルⅡ、パーゼルⅢの計算方法を適用した場合の自己資本比率（平均）

	パーゼルⅡ	パーゼルⅢ
(第1グループ)		
普通株式等 Tier1 比率	10.2%	7.1%
Tier1 比率	11.5%	7.4%
総自己資本比率	14.2%	8.6%
(第2グループ)		
普通株式等 Tier1 比率	10.1%	8.3%
Tier1 比率	10.9%	8.6%
総自己資本比率	14.3%	10.6%

(注) 上記推計は、リスク・アセットの計算方法の変更も考慮。

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 パーゼルⅢを適用した場合の普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の分布



(注) 太い赤線（横線）：最低所要水準

細い赤線（横線）：調査対象行の中央値

太い青線（縦線）：25パーセンタイル値（下の端）と75パーセンタイル値（上の端）を結んだ線分

細い青線（縦線）：外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分（外れ値とは、太い青線の1.5倍の長さの線分から上下に外れた値のこと）

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」より大和総研金融調査部制度調査課作成

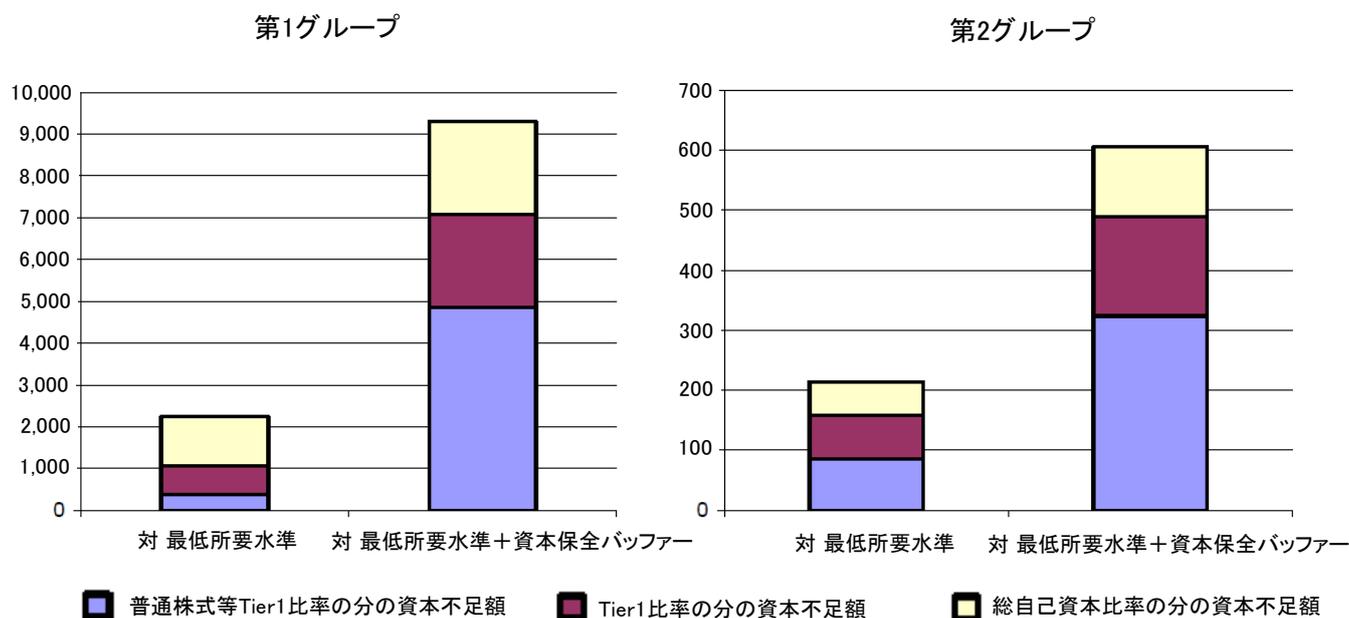
図表 4 パーゼルⅢの所要水準に対する資本不足額

	最低所要水準		最低所要水準＋資本保全バッファー	
	所要水準 (%)	資本不足額 (億ユーロ)	所要水準 (%)	資本不足額 (億ユーロ)
(第1グループ)				
普通株式等 Tier1 比率	4.5%	388	7.0%	4,856
Tier1 比率	6.0%	666	8.5%	2,214
総自己資本比率	8.0%	1,193	10.5%	2,232
(第2グループ)				
普通株式等 Tier1 比率	4.5%	86	7.0%	324
Tier1 比率	6.0%	73	8.5%	166
総自己資本比率	8.0%	55	10.5%	116

(注) 資本不足額は、資本不足が生じる銀行の資本不足額を合計して計算。Tier1 資本不足額、総自己資本不足額は、それぞれ、普通株式等 Tier1 資本、Tier1 資本の水準が満たされていると仮定して計測した追加的な資本不足額。また、G-SIB (グローバルにシステム上重要な銀行。普通株式等 Tier1 比率で1~2.5%分だけ水準が上乘せされる) に指定された銀行は、その水準で資本不足額を計算。

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果 (2011年6月30日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 所要水準に対する資本不足額 (億ユーロ)



(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果 (2011年6月30日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 各控除項目による普通株式等 Tier1 比率の低下割合

	第 1 グループ (103 行)	第 2 グループ (109 行)
のれん	-15.4%	-10.5%
無形固定資産	-3.6%	-2.5%
繰延税金資産(一時差異に基づくもの以外)(注 1)	-3.2%	-0.8%
他の金融機関への出資(注 2)	-2.9%	-4.4%
モーゲージ・サービシング・ライツ(注 3)	-0.1%	0%
繰延税金資産(一時差異に基づくもの)のうち 10%基準額を超える額(注 4)	-1.7%	-3.5%
15%基準額を超える額(注 5)	-2.1%	-1.8%
その他(注 6)	-3.0%	-3.5%
合計	-32.0%	-26.9%

(注 1) 繰越欠損金に係る繰延税金資産が含まれる。普通株式等 Tier1 資本から全額控除される。

(注 2) 普通株式等 Tier1 資本の 10%基準額を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 3) 「回収サービス権」(金融商品会計に関する実務指針第 36 項)のうち住宅ローンに係るものを指すが、我が国においては該当例はない模様。普通株式等 Tier1 資本の 10%基準額を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 4) 繰延税金資産(一時差異に基づくもの)は、普通株式等 Tier1 資本の 10%(10%基準額)を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 5) 10%超議決権を保有する金融機関に対する普通株出資、繰延税金資産(一時差異に基づくもの)、及びモーゲージ・サービシング・ライツの合計で、普通株式等 Tier1 資本の 15%(15%基準額)を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 6) 自己保有株式、期待損失に対する引当不足額、年金資産、証券化取引に係る売却益などが含まれる。

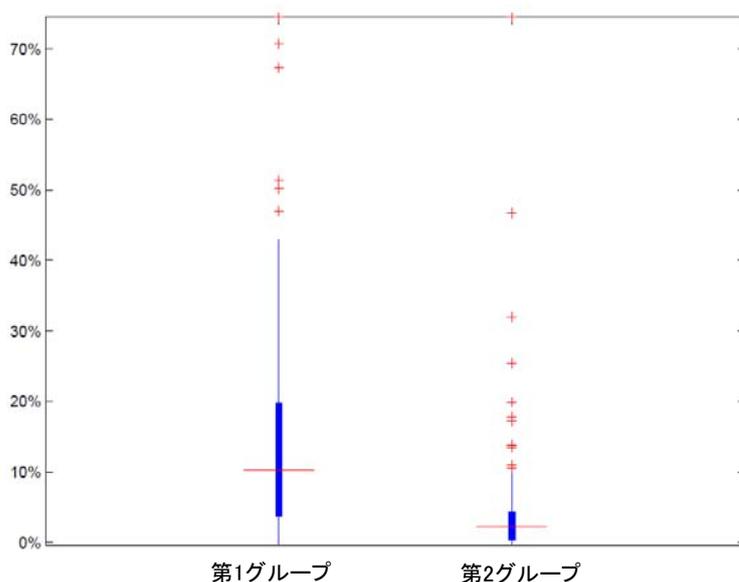
(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

図表 7 リスク・アセットの増加割合とその内訳

	第 1 グループ(102 行)	第 2 グループ(109 行)
資本の定義の変更		
リスク・アセットへの算入(扱い変更)	5.2%	2.3%
特定 3 項目関連	2.6%	1.9%
その他	-1.6%	-0.7%
カウンターパーティー信用リスク	6.6%	2.2%
再証券化エクスポージャー	1.5%	0.1%
トレーディング勘定	5.2%	0.5%
合計	19.4%	6.3%

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

図表 8 各銀行のリスク・アセットの増加割合



- (注) 細い赤線 (横線) : 調査対象行の中央値
 太い青線 (縦線) : 25 パーセンタイル値 (下の端) と 75 パーセンタイル値 (上の端) を結んだ線分
 細い青線 (縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分 (外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)
- (出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」

図表 9 マーケット・リスク規制の見直しによるリスク・アセットの増減割合 (平均) (第 1 グループ 96 行)

マーケット・リスク規制の見直し	リスク・アセットの増減 (%)
ストレス VaR	2.2%
標準的方式	-0.3%
「追加的リスク」に対する資本賦課及び証券化エクスポージャー関連	3.6%
(内訳)	
「追加的リスク」に対する資本賦課	1.4%
証券化エクスポージャー (コリレーション・トレーディングを除く) (標準的方式)	1.7%
コリレーション・トレーディングの包括的リスク	0.7%
コリレーション・トレーディング (標準的方式)	0.2%
証券化エクスポージャーの個別リスク等	-0.6%
その他	0.5%
合計	6.1%

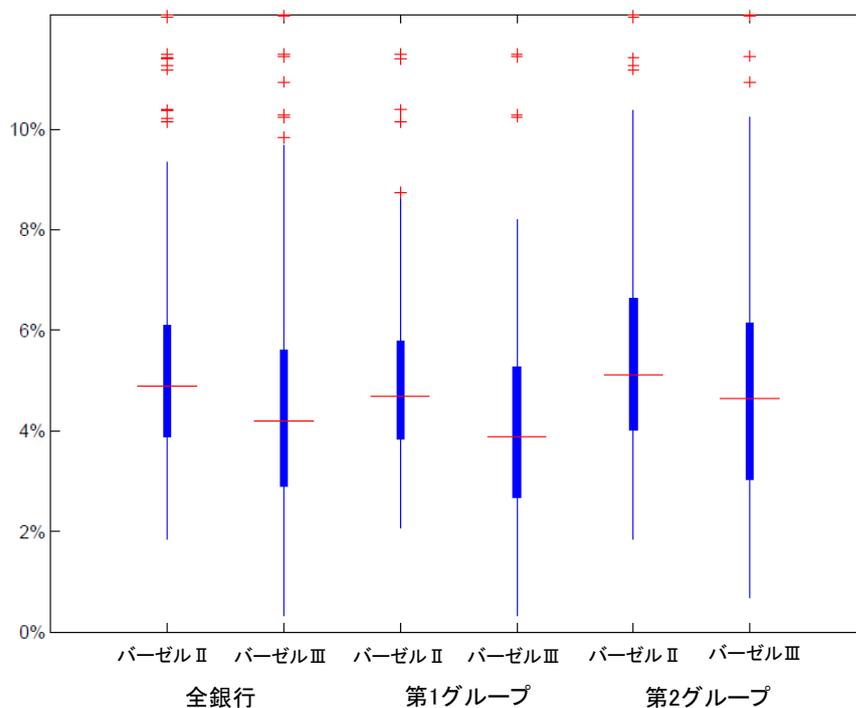
(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」

図表 10 CVA リスクの捕捉によるリスク・アセット、信用リスク・アセットの増加割合

	第1グループ(77行)	第2グループ(63行)
信用リスク・アセットの増加	8.7%	3.2%
(内訳)		
標準的リスク測定方式	5.0%	3.2%
先進的リスク測定方式	3.7%	0%
リスク・アセット(自己資本比率の分母全体)の増加	7.3%	2.9%
(内訳)		
標準的リスク測定方式	4.2%	2.9%
先進的リスク測定方式	3.1%	0%

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

図表 11 パーゼルⅡ・パーゼルⅢの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率の水準



(注) 細い赤線(横線) : 調査対象行の中央値

太い青線(縦線) : 25パーセンタイル値(下の端)と75パーセンタイル値(上の端)を結んだ線分

細い青線(縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分(外れ値とは、太い青線の1.5倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

図表 12 LCRにおける主な項目と掛目

1. 適格流動資産

項目	掛け目
(レベル1資産)	
現金、中銀預金、リスク・ウェイトが0%の国債、中銀発行証券、政府／中銀保証債等	100%
(レベル2資産)	
リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、および高品質の非金融社債、カバードボンド ^(注1)	85%

2. 主な資金流入項目^(注2)

項目	掛け目
30日以内に満期を迎える金融機関向け健全債権	100%
30日以内に満期を迎えるその他の健全債権	50%

3. 主な資金流出項目

項目	掛け目
リテール預金	
安定した ^(注3) 個人・中小企業預金	5%
その他の個人・中小企業預金	10%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象 ^(注4)	5%
無担保調達	
安定した事業法人、政府・中銀等、金融機関からの調達 ^(注5)	25%
上記以外の事業法人、政府・中銀等からの調達	75%
上記以外の金融機関からの調達	100%
有担保調達 ^(注6)	0%~100%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
非金融法人向けの信用供与枠（未使用額） ^(注7)	5%~10%
金融機関向け信用供与枠（未使用額）	100%

(注1) 適格流動資産に占める割合の上限は40%。高品質の定義は信用格付けAA-相当以上に加え、定量的な基準を追加導入する予定（具体的な基準は観察期間中に検討）。

(注2) 資金流入総額の上限は資金流出額の75%。

(注3) リテール/中小企業預金の安定性を判断する基準は、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。

(注4) 本邦では決済性預金が該当。

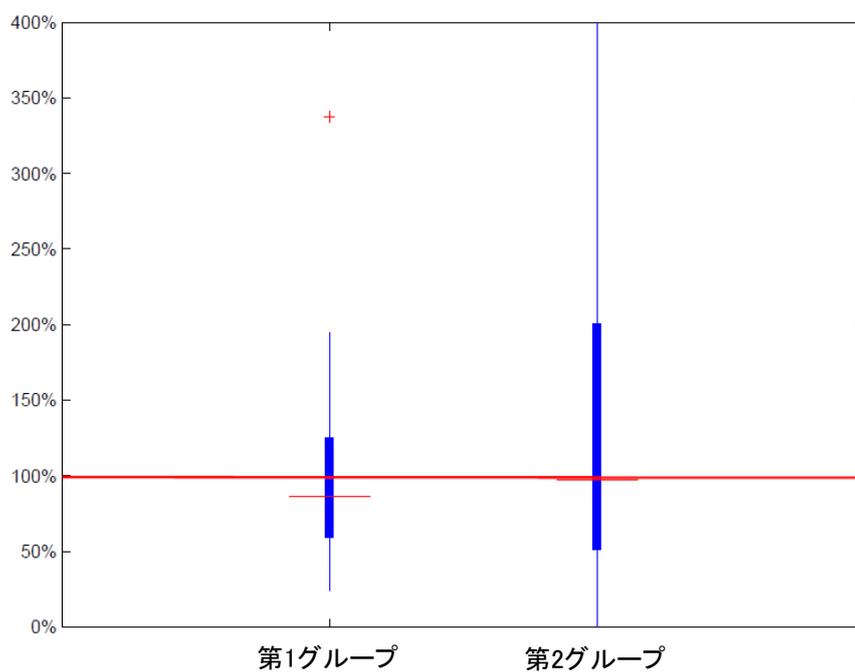
(注5) 事業法人、政府・中銀等、金融機関からの預金の安定性を判断する基準は、清算業務、カストディ業務、キャッシュマネジメント業務を提供していること、または、協同組織金融機関の系統預金のうちの預託義務額。なお、該当する銀行預金の預金先は当該預金からの資金流入を0%とする必要。

(注6) レベル1資産を担保とした場合は0%、レベル2資産を担保とした場合は15%、それ以外は100%（但し、政府・中銀等を取引相手とする場合は25%）。

(注7) リテール/中小企業向けのクレジットライン未使用枠について5%へ引き下げ。

(出所) バーゼルⅢ規則文書及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」（2011年1月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成（当初案に関する記述を割愛）

図表 13 各銀行の LCR



(注) 太い赤線 (横線) : 最低所要水準

細い赤線 (横線) : 調査対象行の中央値

太い青線 (縦線) : 25 パーセンタイル値 (下の端) と 75 パーセンタイル値 (上の端) を結んだ線分

細い青線 (縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分 (外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

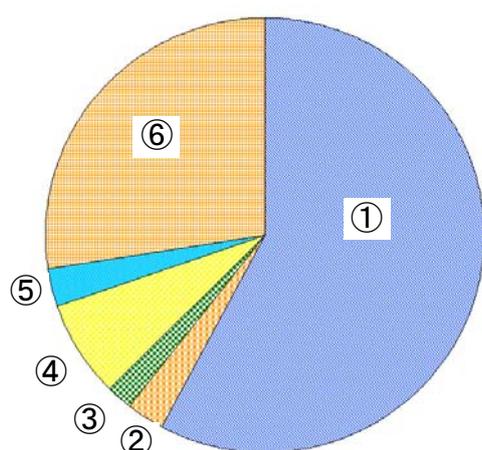
(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果 (2011年6月30日時点)」

図表 14 主な資金流出・流入項目の内訳（バランスシート上の負債に対する比率）

	第1グループ	第2グループ
資金流出項目		
(内訳)		
無担保の、リテール顧客、中小顧客への流出	2.1%	2.5%
無担保の、非金融機関への流出	4.5%	2.9%
無担保の、政府、中央銀行、公的機関への流出	1.4%	0.8%
無担保の、金融機関その他の組織への流出	5.1%	3.8%
その他の無担保のホールセール調達資金（無担保債権発行を含む）の流出	1.5%	0.7%
有担保調達・有担保スワップの流出	1.8%	1.2%
担保、証券化商品、自行債務の流出	0.8%	0.3%
クレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの流出	2.6%	0.7%
その他の契約に基づく現金流出、偶発的な現金流出（デリバティブ関連支払額を含む）	1.2%	0.6%
合計流出額	21.1%	13.6%
資金流入項目		
(内訳)		
金融機関からの流入	2.3%	2.6%
リテール顧客、中小顧客、非金融機関、その他の組織からの流入	1.7%	1.6%
有担保貸付	1.7%	0.7%
その他の現金流入（デリバティブ関連受け取り額を含む）	0.1%	0.1%
合計流入額	5.8%	5.0%

（出所）パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」

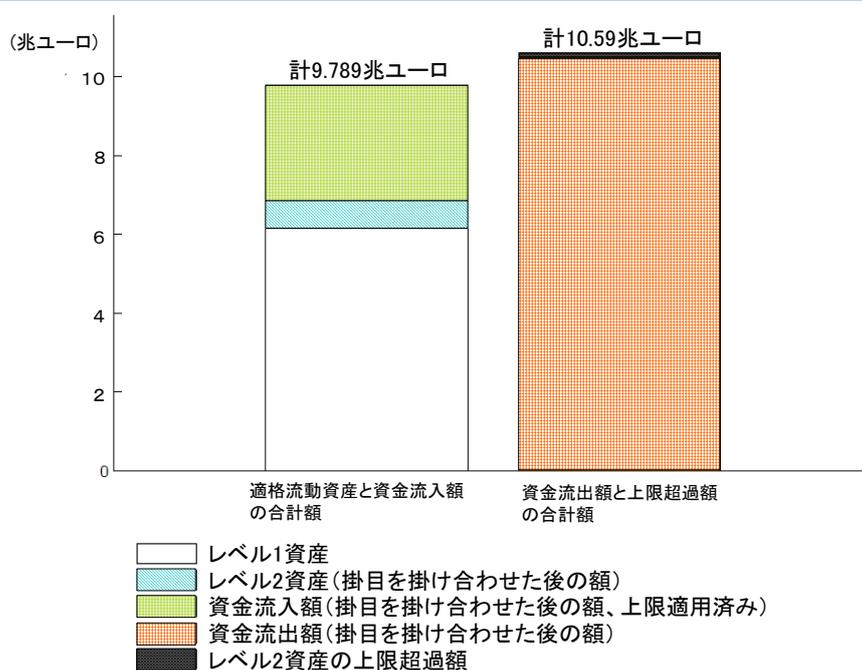
図表 15 適格流動資産の構成（全銀行）



①	リスク・ウェイト0の資産(レベル1資産)	57.7%
②	カバード・ボンド(レベル2資産)	2.8%
③	社債(レベル2資産)	2.1%
④	リスク・ウェイト20%の資産(レベル2資産)	7.0%
⑤	リスク・ウェイトが0%でない資産(レベル1資産)	2.8%
⑥	現金・中銀預金(レベル1資産)	27.6%

（出所）パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」

図表 16 適格流動資産と資金流入額の合計と資金流出額の比較



図表 17 安定調達比率規制における主な項目と掛目

1. 所要安定調達額 (Required Stable Funding)		2. 安定調達額 (Available Stable Funding)	
主な項目	掛目	主な項目	掛目
現金、残存期間1年未満の証券・貸出 ^(注1)	要検討 ^(注2)	資本 (Tier1、Tier2等)	100%
国債、政府保証債、国際機関債等	5%	残存期間が1年以上の負債	100%
信用・流動性供与枠 (未使用額)	5%	個人・中小企業からの安定した預金 ^(注4)	90%
非金融機関発行の社債等 (AA格以上)	20%	個人・中小企業からのその他の預金	80%
非金融機関発行の社債等 (A-格~AA-格)、金、上場株式、事業法人向け貸出 (残存期間1年未満)	50%	協同組織金融機関の系統預金のうち最低預入額 ^(注5)	75%まで
個人向け貸出 (残存期間1年未満、抵当権付き住宅ローンを除く)	85%	非金融機関からのホールセール調達 (残存期間1年未満)	50%
高品質の貸出 ^(注3)	65%	その他の負債 (残存期間が1年未満)	要検討 ^(注2)
上記以外の資産	100%	上記以外の負債および資本	0%

(注1) 金融機関に対する更新されない貸出に限定。

(注2) 残存期間1年未満の証券・貸出および負債の掛目については、より詳細な期間区分に応じた掛目を設定する方向で観察期間中に見直される予定。

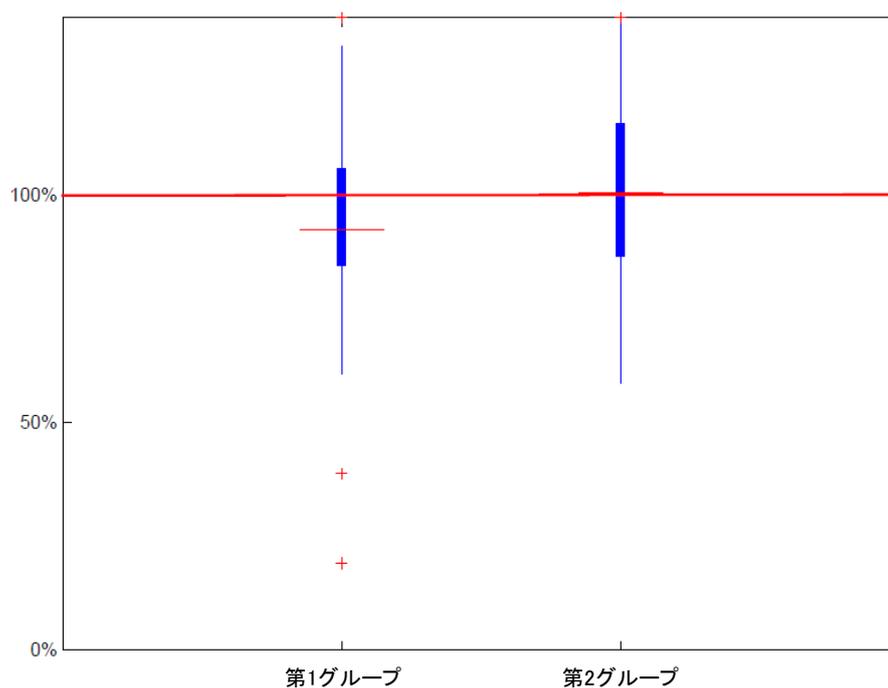
(注3) パーゼルⅡの標準的手法において、リスク・ウェイトが35%以下のa) 抵当権付住宅ローン (満期を問わない) 及び b) 金融機関向けを除くその他の貸出 (残存満期1年以上)。

(注4) 預金の安定性を判断する基準案は、LCRと同じ。

(注5) 最終顧客がリテール/中小企業の場合75%、それ以外の場合は、顧客属性に応じた掛目 (例えば、非金融機関であれば50%)

(出所) パーゼルⅢ規則文書及び金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会によるパーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)

図表 18 各銀行の NSFR の水準



(注) 太い赤線 (横線) : 最低所要水準

細い赤線 (横線) : 調査対象行の中央値

太い青線 (縦線) : 25 パーセンタイル値 (下の端) と 75 パーセンタイル値 (上の端) を結んだ線分

細い青線 (縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分 (外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【7日】

粉飾等の外部協力者に対する課徴金の新設 ～2012年金商法改正関連シリーズ～

2012年3月9日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。法案には、課徴金制度の見直しが盛り込まれている。

具体的には、①虚偽記載の外部協力者に対する課徴金制度の新設、②不公正取引に関する課徴金の対象拡大、③当局の課徴金に関する調査権限として「出頭命令」権限を追加、である。

課徴金制度の見直しについては、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12050701securities.html>

店頭デリバティブの電子取引システム義務付け ～2012年金商法改正関連シリーズ～

2012年3月9日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。法案には、店頭デリバティブ規制の整備が盛り込まれている。

具体的には、①一定の店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等に対し、電子取引システムの使用を義務付ける、②その電子取引システムの提供者に対し、価格・数量などの取引情報等の公表を義務付ける、③海外の電子取引システム提供者の国内参入についての許可制度を整備する、といった内容である。

店頭デリバティブ規制の整備については、公布日から3年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12050702securities.html>

【10日】

減価償却制度の改正に関する留意点

2011年12月の税制改正により、2012年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率について、250%から200%に引き下げられた。これに対応し、日本公認会計士協会は、2012年2月14日、「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を改正した。

一方、国税庁も2012年3月1日に、2011年12月改正に伴う経過措置と留意点、計算例、資本的支出の対応について解説した「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を公表した。

本稿は、これらについて概説するものである。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12051001tax.html>

【11日】

EU ベイルイン、シニア債を満期で異なる扱い？

～ディスカッション・ペーパー公表による議論再開：法案の公表は6月か～

2012年3月30日、EUの行政執行機関である欧州委員会は、EUにおける「ベイルイン」に関するディスカッション・ペーパー（DP）を公表している。

DPは、欧州委員会が2011年1月6日に公表した、EU危機管理枠組みに関するコンサルテーション文書が提案した金融機関の破綻処理ツールのひとつであり、EU危機管理枠組みの議論における最大の注目であるベイルインに焦点を当てたものとなっている。

DPは主に、ベイルインのトリガー・ポイント、目的、スコープ、ヒエラルキー、最低保有制限、適用時期等を議論している。

トリガー・ポイントは、金融機関の「破綻時もしくは実質的破綻時」としている。これは、自己資本規制を満たさなくなった場合や、資産が負債を下回った場合等を想定している。

ベイルインの目的は、資本増強を目的とした株式消却、株式転換および／または元本削減である。

ベイルインのスコープには、デリバティブ負債を含む広範な金融商品が包含される。もっとも、担保付負債、レポ負債、付保預金、短期負債（満期1ヶ月未満）等は除外される。

ヒエラルキーは、まずは株式、株式に類似する負債、そして劣後債がベイルインされる。残るシニア債の間では、長期負債（満期1年以上）が先にベイルインされ、不足がある場合に初めて適用除外に該当しない短期負債（満期1ヶ月以上1年以下）をベイルインする。CCPで決済されるデリバティブ負債は、その満期にかかわらず、短期負債に分類される。

最低保有制限は、資本、（資本に該当しない）劣後債、満期1年超の長期負債の合計を、「総負債の10%以上」とする。デリバティブ負債やグループ内の負債は「総負債の10%以上」にカウントされない。

適用時期、そして既存の金融商品に対するグランドファザリングの有無が示されていない。

欧州委員会は、DPへの意見を基にして、2012年6月のG20前に法案を公表する予定である。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12051101financial.html>

退職給付会計の新基準決定（速報）

～連結上のみ、積立不足額を一括計上～

A S B J（企業会計基準委員会）は、2012年5月10日の本委員会で、退職給付会計の新基準・適用指針を議決した。早ければ5月14日の週にも公表される。

連結財務諸表上は、いわゆる積立不足額を、貸借対照表上即時に計上する。単体財務諸表では現行の会計処理を継続する。

新基準・適用指針は、2014年3月期末から適用される（早期適用あり）。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12051101accounting.html>

【14日】

新旧児童手当、子ども手当と税制改正のQ&A

～所得制限は夫婦のうち年収の多い方で判定～

2012年3月30日に改正児童手当法が成立した。2012年4月分から子ども手当は廃止され、再び手当の名称が「児童手当」となった。2012年6月分からは児童手当に所得制限が導入される。

本稿では、新旧児童手当・子ども手当に関する、分かりづらい点をQ&A形式で解説する。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12051401tax.html>

【18日】

法律・制度 Monthly Review 2012.4

～法律・制度の新しい動き～

2012年4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、法人税率引下げや復興特別法人税の導入などの税制改正が施行されたこと（1日）や、衆議院が社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を設置したこと（26日）などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12051801law-others.html>

【23日】

当面、包括利益は個別財務諸表に表示せず

～企業会計基準委員会、包括利益会計基準の改正案を公表～

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2012年4月24日に「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（以下、会計基準案）を公表した。会計基準案に対しては、2012年5月25日までコメントが求められている。

会計基準案では、当面の間、「包括利益の表示に関する会計基準」を個別財務諸表には適用しないことが提案されている。

また、個別財務諸表における包括利益の任意の表示も認められておらず、包括利益に関する情報の注記も求められていない。

連結財務諸表を作成していない会社は、包括利益の表示に関する会計基準の適用は求められないことになる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12052301accounting.html>

【24日】

バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化

～CVA リスク相当額の加算等により信用リスク・アセットが増大～

3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、リスク捕捉の強化について説明する（普通株式等Tier1比率、Tier1比率、総自己資本比率については、それぞれ4月12日付、4月19日付、4月25日付拙稿参照）。

金融危機の際に、ある金融機関の破綻リスクが他の金融機関に波及するというシステムリスクが生じたことを受けて、改正告示では、総資産が1,000億ドル以上の金融機関などに対するエクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する際、相関係数を1.25倍する見直しを行っている。

また、「信用評価調整（CVA）」リスク相当額を信用リスク・アセットに加算する見直しも行われている。CVAとは、欧米の会計基準上、デリバティブ取引が取引相手の格下げなどの信用力の低下によって価値が下落した場合に、損失額の期待値の割引現在価値を織り込む処理を指す。金融危機の際、CVAによる損失が巨額となったが、従来のバーゼル規制ではCVAリスクが織り込まれていなかったため、それを見直したわけである。

他には、担保管理の強化、外部格付（格付機関による格付）への依存の見直し、取引相手のエクスポージャー額が増大すると同時に、それによってデフォルト率も高まる（両者が相関関係を持つ）ことによって大きなリスクが発生するという「誤方向リスク」への対応もなされている。なお、バーゼルⅢ規則文書には清算機関等向けエクスポージャーの取扱いの変更も盛り込まれているが、改正告示には盛り込まれていない（バーゼル銀行監督委員会においてまだ合意に達していないため）。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>

【25日】**バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査****～世界大手行全体で、実質的最低水準達成に4,856億ユーロ不足(昨年6月末時点)～**

4月12日、バーゼル銀行監督委員会は、世界各国の銀行212行を対象に、2011年6月30日時点のデータに基づき、その時点でバーゼルⅢ（バーゼル2.5を含む）を完全実施した場合に、自己資本比率がどの程度の水準になるかなどについて調査した報告書を公表した（212行の内訳は、Tier1資本が30億ユーロ超で国際的に活動している銀行（第1グループ）が103行、その他の銀行（第2グループ）が109行）。

調査結果によると、普通株式等Tier1比率は、第1グループの平均は7.1%であった。第1グループの銀行全てが、最低所要水準である4.5%を達成するには、388億ユーロ分の資本が不足し、（実質的な最低所要水準である）7.0%を達成するには、4,856億ユーロ分の資本が不足している。なお、第1グループの税引後配当前利益合計額（2010年後半及び2011年前半）は3,566億ユーロ。

また、流動性規制に関しては、流動性カバレッジ比率は、第1グループの平均が90%、第2グループの平均が83%であった。調査対象行の全てが最低所要水準の100%を達成するには、調査対象行合計で1.76兆ユーロ（調査対象行の合計資産58.5兆ユーロの約3%）の適格流動資産が不足している。安定調達比率は、第1グループ、第2グループの平均はいずれも94%であった。調査対象行の全てが最低所要水準の100%を達成するには、安定調達額が2.78兆ユーロ不足している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052501financial.html>

独立役員制度の強化**～東証が規則改正等を実施～**

2012年5月8日、東証は、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上のため、一連の取引所規則等の改正を実施した。

具体的には、独立役員について、その出身母体が取引先、相互就任関係、寄付先である場合の情報開示の拡充や、内部統制システムについて（「決定」するだけでなく）適切な「構築・運用」を義務付けることなどが盛り込まれている。

また、独立役員に（社外監査役だけでなく）社外取締役を指定するように努めることを、実質的に求める努力規定も示されている。

改正規則は、2012年5月10日から施行されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12052501securities.html>

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
毎日新聞朝刊 11面 (2012年5月2日付)	児童手当等の改正について 試算・コメント掲載	是枝 俊悟
日経ビジネス (2012年5月14日号)	「日本家計中期予測」の試算を掲載	是枝 俊悟
読売新聞朝刊 17面 (2012年5月17日付)	児童手当の改正について 試算・コメント掲載	是枝 俊悟
日経マネー (2012年7月号)	2016年の家計の可処分所得について 試算・コメント掲載	是枝 俊悟
Financial Adviser (2012年6月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.15 国外財産調書制度の創設	鳥毛 拓馬
月刊資本市場 (2012年6月号)	東証により高品質な市場創設を －東証プレミアム市場創設の提案	吉井 一洋
朝日新聞朝刊 6面 (2012年5月23日付)	日本国債の格付け引き下げについて コメント掲載	吉井 一洋
企業会計 (2012年7月号)	財務諸表利用者から見た 業績予想開示の柔軟化	吉井 一洋

◇5月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
5月8日	わが国のIFRSの議論を他国はどう見るか http://www.dir.co.jp/publicity/column/120508.html	鳥毛 拓馬
5月11日	「低所得者への年金加算」は個人単位ではなく世帯単位で行うべき http://www.dir.co.jp/publicity/column/120511.html	是枝 俊悟
5月24日	東証により高品質な市場創設を －東証プレミアム市場創設の提案－ http://www.dir.co.jp/publicity/column/120524.html	吉井 一洋